

平成30年3月22日

平成30年千葉市教育委員会会議第3回定例会

[参考資料]

議案第8号関係	1
議案第9号関係	5
議案第10号関係	15
議案第11号関係	21

## 千葉市いじめ防止基本方針の改定について

教育支援課

### 1 国の状況

- ・「いじめの防止のための基本方針」公表（平成25年11月）
- ・「いじめの防止のための基本方針」改定（平成29年3月）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」公表（平成29年3月）

### 2 本市の状況

- ・「いじめ対応マニュアル」公表（平成26年3月）
- ・「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」（平成26年3月）
- ・「千葉市いじめ防止基本方針」公表（平成28年3月）

### 3 本市の改定について

#### (1) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会

- ・第1回（平成29年6月7日）「千葉市いじめ防止基本方針（改定案）」についての検討
- ・第2回（平成29年10月4日）「千葉市いじめ防止基本方針（改定案）」についての検討
- ・第3回（平成30年2月7日）「いじめ対応マニュアル（改定案）」についての検討
- ・関係課への意見聴取（平成29年8月～9月）

#### (2) 今後の予定

- ・平成30年3月 公表 各学校へ周知

### 4 改定の方針

- (1) 国の基本方針の改定部分については、全てを本市の基本方針に反映させるのではなく、具体の例示等は、本市教育委員会が策定している「いじめ対応マニュアル」と「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」に反映する。
- (2) 国の基本方針が3年に1度見直しが行われることを踏まえると、本市の基本方針を頻繁に改定することを原則避けるために、記載内容については恒久的な内容を主とする。
- (3) その時々々の社会の要望で変更等を余儀なくされる内容については、できる限り参考・参照資料としての「いじめ対応マニュアル」や「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」に反映する。
- (4) 重大事態への認知や対処については、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によるものとし、原則として、本市の基本方針に新たに盛り込むことはしない。必要に応じて修正は行う。

## 5 主な改定内容

国の基本方針の改定ポイント	市の基本方針等の改定ポイント
○いじめの定義の解釈の明確化	●けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行った上で、いじめの認否を行うよう言及。【2ページ】
○学校基本方針の実施評価	●学校基本方針に基づく取組の実施状況を評価し、取組の改善を図ることを追記。【9ページ】 ※具体的な対応は、本市の「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」に反映する。
○学校のいじめ対策組織の実効化	●学校対策委員会の具体的な役割を整理。【9～10ページ】 ※具体的な対応は、本市の「いじめ対応マニュアル」に反映する。
○いじめの情報共有の徹底	●特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに校内組織に報告することを明記。【13ページ】 ※具体的な対応は、本市の「いじめ対応マニュアル」に反映する。
○いじめの「解消」の定義の詳細化	●解消の2要件を明記。【12～13ページ】
○重大事態への対応	●いじめを受けた児童生徒や保護者から、重大事態の申し立てがあった場合は、速やかに調査等を行うことを明記。【15ページ】
○特に配慮が必要な児童生徒（発達障害、帰国子女、LGBT、震災・原発避難）への配慮	※社会情勢等を踏まえた具体の対応として、本市の「いじめ対応マニュアル」に反映する。

※表中のページは、市の改定案のページを示す。

※本冊の網掛けが、改定部分

## 5 参考

【千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会】

- ・千葉大学教育学部教授 保坂 亨（委員長）
- ・淑徳大学総合福祉学部教授 黒川 雅子（副委員長）
- ・精神科医 岩崎 弘一
- ・弁護士 永嶋 久美子
- ・学校危機管理アドバイザー 星 幸広

【教育委員会参加者】

- ・教育次長 ・学校教育部長 ・学事課長 ・教育指導課長 ・教育支援課長
- ・保健体育課長 ・教育センター所長 ・養護教育センター所長
- ・「事務局」教育支援課主任指導主事、指導主事

**「千葉市いじめ防止基本方針」の概要**

**第1章 方針の基本的な考え方** (本編P2～4) ※以下「法」は「いじめ防止対策推進法」を指す。

1 いじめの定義と理解

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

**法第2条 (定義)**  
 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。)

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- (2) 「いじめは決して許されない」という認識のもと、児童生徒の活動を通し、いじめ防止を浸透させていく。
- (3) 学校、家庭、地域等の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) 相談体制を整備するとともに、早い段階から組織で対応する。
- (5) いじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手な特別に配慮を要する児童生徒に十分に留意する。

3 「市基本方針」における学校の範囲等

市教育方針における「学校」は、千葉市立小学校設置条例、千葉市立中学校設置条例、千葉市立高等学校設置条例、千葉市立特別支援学校設置条例に規定された学校とする。また、「児童生徒」は、千葉市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」は、児童生徒の親権を行う者とする。

**第2章 対策の内容** (本編P4～19)

1 千葉市及び学校が実施する施策

		千 葉 市	学 校
組 織		<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市いじめ問題対策連絡会</li> <li>・千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会</li> <li>・千葉市いじめ等調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校対策委員会</li> </ul> (いじめの防止等の対策のための組織)
主 な 取 組	未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等への啓発活動</li> <li>・教職員に対する研修</li> <li>・道徳や体験活動等の教育活動</li> <li>・相談体制の充実等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が主体となった活動</li> <li>・学校教育活動全般を通じた豊かな心の育成</li> <li>・校内研修の充実等</li> </ul>
	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における未然防止の取組の点検</li> <li>・いじめに関する通報及び相談窓口</li> <li>・いじめ対応マニュアルの配布・配信</li> <li>・ネットいじめへの対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的な情報集約</li> <li>・日常的な実態把握(観察、生活記録ノート、アンケート調査等)</li> <li>・相談体制の充実等</li> </ul>
	対 処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活支援員等の派遣</li> <li>・SC及びSSWの派遣</li> <li>・学校相互間の連携協力体制等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応</li> <li>・多方面からの情報収集と事実確認</li> <li>・家庭への連絡相談と関係機関との連携</li> <li>・いじめが「解消している」状態の要件等</li> </ul>
	家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P.TAや保護者会、育成委員会等との連携</li> <li>・学校支援地域本部や放課後子ども教室等との連携</li> <li>・明るい学校づくり推進週間の設定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等との共催による説明会等の実施</li> <li>・学校だより等による家庭への広報啓発</li> <li>・地域関係者からの情報収集等</li> </ul>
	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県警察、市健全育成課、市児童相談所、市青少年サポートセンター等との連携による指導助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会をはじめ関係機関との連携と迅速かつ的確な対応</li> </ul>

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- (一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (二) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の調査

#### ア 重大事態の報告

法第30条第1項に基づき、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

#### イ 重大事態の調査組織

##### (ア) 学校が主体となって調査を行う場合

「学校いじめ防止基本方針」において学校内に設置されている「学校対策委員会」を母体として、学校職員以外の委員を加えるなど、校長が設置した調査組織が調査する。

##### (イ) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に十分な結果が得られないと、市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会事務局内の職員等で構成する調査組織が調査する。

##### (ウ) 「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」が主体となって調査する場合

学校及び市教育委員会事務局が主体となって調査を行った場合の調査結果では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に十分な結果が得られないと、市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会からの諮問により調査する。

### (3) 実施する調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。

### (4) その他の留意事項

市教育委員会は、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめられた児童生徒又は保護者が希望する場合には、就学後の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援、情報発信、個人のプライバシーに配慮する。

### (5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒やその保護者への適切な情報提供をするとともに、市長に調査結果を報告する。

(法第30条)

### (6) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「千葉市いじめ等調査委員会」による再調査を行い、その結果を市議会に報告する。さらに、重大事態の発生の防止のための必要な措置を講ずる。(法第30条)

## 第3章 その他の重要事項 (本編P20)

1 市教育委員会は、毎年、いじめの防止等のための対策の実施状況等の資料を「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」に提出し、点検を受け、各種施策の改善を進める。

2 市基本方針は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」によるいじめ等のための対策の実態分析等に基づき、改善のための見直しを行う。

千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について  
(議案第9号)

教育総務部教育職員課  
教育総務部総務課  
学校教育部保健体育課

1 議案の趣旨

平成30年4月1日付け組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、一部改正を行うものである。

2 議案の概要

(1) 千葉市教育委員会組織規則の改正

ア 公民館への指定管理者制度導入

平成30年4月1日から公民館に指定管理者制度を導入することに伴い、公益財団法人千葉市教育振興財団が公民館を管理運営することから、公民館に関する記載のある事務分掌等、所要の改正を行う。

イ 学校給食センターの見直し

新港学校給食センターを第2類の教育機関から第3類の教育機関とすることにより、3センターの経理処理を保健体育課において一元化し、事務処理効率の向上を図るため、事務分掌等、所要の改正を行う。

(2) 千葉市教育委員会公印規則の改正

平成30年4月1日から公民館に指定管理者制度を導入することに伴い、公民館における公印を廃止する。

(3) 千葉市学校給食センター運営委員会規則

平成30年4月1日付け組織改正に伴い、附属機関である学校給食センター運営委員会における庶務担当を、新港学校給食センターから保健体育課へ改める。

3 施行年月日

平成30年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条～第16条（略） （事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部 総務課・企画課（略） 教育職員課 （1）・（2）（略） （3） 職員の任免、分限、懲戒、<u>服務</u>その他の人事に関すること。 （4）・（5）（略） （6） 職員の勤務時間 <u>その他勤務条件</u>に関すること。 （7）～（14）（略） 学校施設課（略） 学校教育部 学事課・教育指導課（略） 教育支援課 （1）～（7）（略） （新設）  <u>（8）～（9）</u>（略） 保健体育課 （1）～（15）（略） （16） 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。 （17）～（21）（略） （新設）  <u>（22）</u> 学校給食費の<u>公会計</u>に関すること。 （新設）  （新設）</p>	<p>第1条～第16条（略） （事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部 総務課・企画課（略） 教育職員課 （1）・（2）（略） （3） 職員の任免、分限、懲戒 <u>その他</u>の人事に関すること。 （4）・（5）（略） （6） 職員の勤務時間、<u>服務</u>その他勤務条件に関すること。 （7）～（14）（略） 学校施設課（略） 学校教育部 学事課・教育指導課（略） 教育支援課 （1）～（7）（略） <u>（8） 特別支援学級及び通級指導教室の配置や開設等に関すること。</u> <u>（9）～（10）</u>（略） 保健体育課 （1）～（15）（略） （16） 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に<u>係る共済掛金の徴収及び給付</u>に関すること。 （17）～（21）（略） <u>（22） 学校給食センターの予算及び経理に関すること。</u> <u>（23） 学校給食費の徴収（学校給食センターの所管に属するものを除く。）</u>に関すること。 <u>（24） 脂材料の調達（学校給食センターの所管に属するものを除く。）</u>に関すること。 <u>（25） 学校給食センター運営委員会</u>に関すること。</p>

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前	改正後																																														
<p><u>(23)～(26)</u> (略)</p> <p><u>(27)</u> <u>新港学校給食センターとの連絡及び調整に関すること。</u></p> <p>生涯学習部 生涯学習振興課 (1)～(10) (略) (新設) <u>(11)・(12)</u> (略) (新設) <u>(13)</u> <u>千葉市公民館設置管理条例(昭和44年千葉市条例第23号)別表第3に掲げる公民館(以下「第2類の公民館」という。)</u>及び青少年センターとの連絡及び調整に関すること。 <u>(14)・(15)</u> (略)</p> <p>文化財課 (1)～(9) (略) (10) 加曾利貝塚 公園の財産管理に関すること。</p> <p>(教育機関) 第20条 教育機関(学校を除く。)は、これを次のように分類する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>教育機関名称</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1類</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第2類</td> <td>養護教育センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>新港学校給食センター</u></td> <td><u>保健体育課</u></td> </tr> <tr> <td>図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>生涯学習センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第2類の公民館</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>科学館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	教育機関名称	所管	第1類	(略)	(略)	第2類	養護教育センター	(略)	<u>新港学校給食センター</u>	<u>保健体育課</u>	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	(略)	<u>生涯学習センター</u>	(略)	<u>第2類の公民館</u>		青少年センター		科学館		博物館	(略)	<p><u>(26)～(29)</u> (略)</p> <p><u>(30)</u> <u>学校給食センターとの連絡及び調整に関すること。</u></p> <p>生涯学習部 生涯学習振興課 (1)～(10) (略) <u>(11)</u> <u>公民館運営審議会に関すること。</u> <u>(12)・(13)</u> (略) <u>(14)</u> <u>公民館に関すること。</u> <u>(15)</u></p> <p style="text-align: right;">青少年センターとの連絡及び調整に関すること。</p> <p><u>(16)・(17)</u> (略)</p> <p>文化財課 (1)～(9) (略) (10) 加曾利貝塚<u>縄文遺跡公園</u>の財産管理に関すること。</p> <p>(教育機関) 第20条 教育機関(学校を除く。)は、これを次のように分類する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>教育機関名称</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1類</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第2類</td> <td>養護教育センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	教育機関名称	所管	第1類	(略)	(略)	第2類	養護教育センター	(略)	(削る)	(削る)	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	(略)	(削る)	(略)	(削る)		青少年センター		(削る)		博物館	(略)
種別	教育機関名称	所管																																													
第1類	(略)	(略)																																													
第2類	養護教育センター	(略)																																													
	<u>新港学校給食センター</u>	<u>保健体育課</u>																																													
	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	(略)																																													
	<u>生涯学習センター</u>	(略)																																													
	<u>第2類の公民館</u>																																														
	青少年センター																																														
	科学館																																														
博物館	(略)																																														
種別	教育機関名称	所管																																													
第1類	(略)	(略)																																													
第2類	養護教育センター	(略)																																													
	(削る)	(削る)																																													
	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	(略)																																													
	(削る)	(略)																																													
	(削る)																																														
	青少年センター																																														
	(削る)																																														
博物館	(略)																																														



新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前			改正後		
第3類	学校給食センター（ <u>新港学校給食センターを除く。以下「第3類の学校給食センター」という。</u> ）	<u>新港学校給食センター</u>	第3類	学校給食センター	<u>保健体育課</u>
	埋蔵文化財調査センター	（略）		埋蔵文化財調査センター	（略）
	<u>公民館（第2類の公民館を除く。以下「第3類の公民館」という。）</u>	<u>左欄に規定する公民館と同一の区に所在する第2類の公民館</u>		（削る）	（削る）

（公民館）

第21条 第2類の公民館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 所管する第3類の公民館の庶務（第3類の公民館の所管するものを除く。）に関すること。
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関すること。
- (4) 所管する第3類の公民館の事業の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 区全体を対象として実施する公民館の事業の計画及び実施に関すること。
- (6) 公民館運営審議会に関すること。
- (7) 所管する第3類の公民館との連絡及び調整に関すること。
- (8) 所管する第3類の公民館の主管に属しない事項に関すること。

2 第3類の公民館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 社会教育法第22条に規定する事業に関すること。

（博物館）

第22条 (1)～(6) （略）

- (7) 加曾利貝塚 公園の維持管理に関する

第21条（削除）

（博物館）

第22条 (1)～(6) （略）

- (7) 加曾利貝塚縄文遺跡公園の維持管理に関する

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>こと（加曾利貝塚博物館に限る。）。</p> <p>第23条～第24条（略） （学校給食センター）</p> <p>第25条 <u>新港</u>学校給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 学校給食センターの予算、決算等とのりまとめに関すること。</u></p> <p><u>(3) 給食費の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 学校給食センター運営委員会に関すること。</u></p> <p><u>(12) 第3類の学校給食センターとの連絡及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(13) 第3類の学校給食センターの主管に属しない事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>第3類の学校給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) センターの庶務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 給食費の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(3) 施設設備の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 食数に関すること。</u></p> <p><u>(5) 栄養及び献立に関すること。</u></p> <p><u>(6) 賄材料の調達及び検収に関すること。</u></p> <p><u>(7) 調理業務に関すること。</u></p> <p><u>(8) 配送に関すること。</u></p> <p><u>(9) 衛生管理に関すること。</u></p> <p>（教育センター）</p> <p>第25条の2（略）</p> <p>2 前項の内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務室</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <u>情報教育ネットワーク</u> に関すること。</p> <p>(8)～(11)（略）</p> <p>学校支援室</p> <p>(1)～(6)（略）</p>	<p>こと（加曾利貝塚博物館に限る。）。</p> <p>第23条～第24条（略） （学校給食センター）</p> <p>第25条 学校給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>学校給食費の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(9) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>（教育センター）</p> <p>第25条の2（略）</p> <p>2 前項の内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務室</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <u>情報システム（他の部、課等の所管に属するものを除く。）</u>に関すること。</p> <p>(8)～(11)（略）</p> <p>学校支援室</p> <p>(1)～(6)（略）</p>

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前			改正後		
(7) <u>経営研修</u> に関すること。 (8)～(14) (略) 第25条の3～第36条 (略) (職の設置) 第37条 第20条の教育機関に次の職を置く。			(7) <u>専門研修</u> に関すること。 (8)～(14) (略) 第25条の3～第36条 (略) (職の設置) 第37条 第20条の教育機関に次の職を置く。		
教育機関名称		職	教育機関名称		職
教育センター ～ 養護教育センター		(略)	教育センター ～ 養護教育センター		(略)
<u>新港学校給食センター</u>		<u>所長、所長補佐</u>	(削る)		(削る)
第2類の図書館		(略)	第2類の図書館		(略)
<u>第2類の公民館</u>		<u>館長、副館長</u>	(削る)		(削る)
青少年センター・博物館		(略)	青少年センター・博物館		(略)
<u>第3類の学校給食センター</u>		(略)	学校給食センター		(略)
埋蔵文化財調査センター		(略)	埋蔵文化財調査センター		(略)
<u>第3類の公民館</u>		<u>館長</u>	(削る)		(削る)
2～4 (略) 第38条～第57条 (略)			2～4 (略) 第38条～第57条 (略)		
附則			附則		
別表(第28条、第37条、第38条関係)			別表(第28条、第37条、第38条関係)		
課	職名	担当事務	課	職名	担当事務
教育職員課	教職員担当課長	第17条教育総務部教育職員課の事務分掌 <u>第3号、第6号、第7号、第10号</u> 及び第11号に規定する事務(教職	教育職員課	教職員担当課長	第17条教育総務部教育職員課の事務分掌  第7号 及び第11号に規定する事務(教職

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前			改正後		
		員に関するものに限る。)並びに同事務分掌  第12号及び第13号に規定する事務に関すること。			員に関するものに限る。)並びに同事務分掌 <u>第2号、第3号、第10号、</u> 第12号及び第13号に規定する事務に関すること。
学校施設課 ～ 生涯学習振興課	(略)	(略)	学校施設課 ～ 生涯学習振興課	(略)	(略)
文化財課	特別史跡推進担当課長	加曾利貝塚の <u>特別史跡の指定に向けた事業の推進</u> に関すること。	文化財課	特別史跡推進担当課長	<u>特別史跡加曾利貝塚に係る</u>  事業の推進に関すること。
中央図書館管理課	(略)	(略)	中央図書館管理課	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市教育委員会公印規則の一部改正）

改正前	改正後																																											
<p>千葉市教育委員会公印規則 第1条～第16条（略） 別表第1（第3条関係）</p> <p>1 一般公印</p> <p>ア 事務局用公印（略）</p> <p>イ 教育機関用公印 第1号～第8号（略） 第9号 公民館印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p style="text-align: center;">千 葉 市</p> <p style="text-align: center;">○ ○</p> <p style="text-align: center;">公 民 館 印</p> </div> <p style="text-align: center;">（20ミリメートル平方）</p> <p>第10号 公民館長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p style="text-align: center;">千 葉 市</p> <p style="text-align: center;">○ ○</p> <p style="text-align: center;">公 民 館 長 印</p> </div> <p style="text-align: center;">（20ミリメートル平方）</p> <p>第11号～第24号（略）</p> <p>2 専用公印</p> <p>ア 事務局用公印（略）</p> <p>イ 教育機関用公印 第1号～第4号（略） 第5号 公民館専用教育委員会教育長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○○公民館</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千葉市教育委員会教育長印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専 用</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">（20ミリメートル平方）</p> <p>第6号～第8号（略）</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1 一般公印</p> <p>ア 事務局用公印（略）</p> <p>イ 教育機関用公印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">番号</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 15%;">個数</th> <th style="width: 35%;">保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>公民館印</td> <td>47個</td> <td>公民館長</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>公民館長印</td> <td>47個</td> <td>公民館長</td> </tr> <tr> <td>第11号～ 第24号</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	○○公民館	千葉市教育委員会教育長印	専 用	番号	名称	個数	保管者	（略）				第9号	公民館印	47個	公民館長	第10号	公民館長印	47個	公民館長	第11号～ 第24号	（略）	（略）	（略）	<p>千葉市教育委員会公印規則 第1条～第16条（略） 別表第1（第3条関係）</p> <p>1 一般公印</p> <p>ア 事務局用公印（略）</p> <p>イ 教育機関用公印 第1号～第8号（略） <u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削る）</u></p> <p>第9号～第22号（略）</p> <p>2 専用公印</p> <p>ア 事務局用公印（略）</p> <p>イ 教育機関用公印 第1号～第4号（略） <u>（削る）</u></p> <p>第5号～第7号（略）</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1 一般公印</p> <p>ア 事務局用公印（略）</p> <p>イ 教育機関用公印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">番号</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 15%;">個数</th> <th style="width: 35%;">保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>（削る）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>（削る）</u></td> </tr> <tr> <td>第9号～ 第22号</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	個数	保管者	（略）				<u>（削る）</u>				<u>（削る）</u>				第9号～ 第22号	（略）	（略）	（略）
○○公民館																																												
千葉市教育委員会教育長印																																												
専 用																																												
番号	名称	個数	保管者																																									
（略）																																												
第9号	公民館印	47個	公民館長																																									
第10号	公民館長印	47個	公民館長																																									
第11号～ 第24号	（略）	（略）	（略）																																									
番号	名称	個数	保管者																																									
（略）																																												
<u>（削る）</u>																																												
<u>（削る）</u>																																												
第9号～ 第22号	（略）	（略）	（略）																																									

2 専用公印					2 専用公印				
ア 事務局用公印 (略)					ア 事務局用公印 (略)				
イ 教育機関用公印					イ 教育機関用公印				
番号	名称	使用範囲	個数	保管者	番号	名称	使用範囲	個数	保管者
(略)					(略)				
第5号	公民館 専用教 育委員 会教育 長印	公民館 の分掌 事務に 関する 文書	47個	公民館 長	(削る)				
第6号～ 第8号	(略)	(略)	(略)	(略)	第5号～ 第7号	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 補助執行用公印 (略) 様式第1号～様式第6号 (略)					ウ 補助執行用公印 (略) 様式第1号～様式第6号 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

千葉市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

現行	改正案
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（運営委員会の庶務）</p> <p>第5条 運営委員会の庶務は、<u>給食センター</u>において処理する。</p> <p>第6条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（運営委員会の庶務）</p> <p>第5条 運営委員会の庶務は、<u>学校教育部保健体育課</u>において処理する。</p> <p>第6条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について  
(議案第10号)

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

市立学校からの定例報告について、報告方法を見直し、業務を簡素にするほか、規定の整備を図るため、一部改正を行うものである。

2 議案の概要

(1) 千葉市立小学校及び中学校管理規則の改正

組織編制及び職員の勤務状況の報告方法を改める。

(2) 千葉市立高等学校管理規則の改正

組織編制及び職員の勤務状況の報告方法を改める。

(3) 千葉市立特別支援学校管理規則

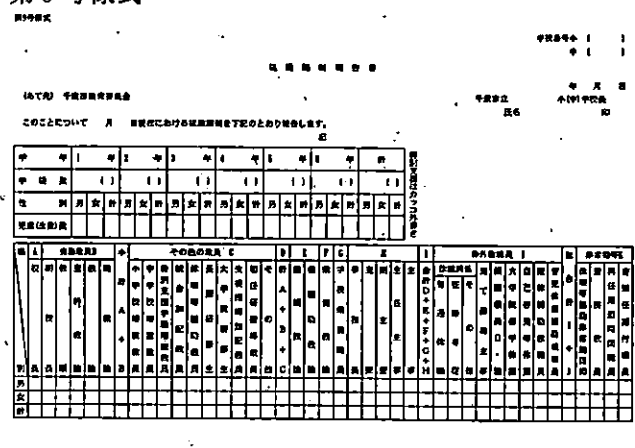
組織編制及び職員の勤務状況の報告方法を改める。

3 施行年月日

平成30年4月1日



千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>○千葉市立小学校及び中学校管理規則</p> <p>昭和39年3月11日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第39条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>第41条～第46条 (略)</p> <p>(定例報告)</p> <p>第47条 校長は、<u>4月10日及び10月15日現在における児童生徒数、学級数及び職員数等を組織編制報告書（別記第9号様式）により、それぞれ4月16日及び10月20日までに教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>2 校長は、<u>各学期ごとの職員の勤務状況を職員の勤務状況報告書（別記第10号様式）により、前期分にあつては10月25日まで、後期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>第48条及び第49条 (略)</p> <p>第1号様式～第8号様式 (略)</p> <p>第9号様式</p> 	<p>○千葉市立小学校及び中学校管理規則</p> <p>昭和39年3月11日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第39条 (略)</p> <p>(服務報告)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>第41条～第46条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第47条 校長は、<u>児童生徒数、学級数及び職員数</u> を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、<u>職員の勤務状況を</u> 教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第48条及び第49条 (略)</p> <p>第1号様式～第8号様式 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>



千葉県立高等学校管理規則（昭和39年千葉県教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正前	改正後																																				
<p>○千葉県立高等学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年5月18日 教委規則第5号</p> <p>第1条～第56条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第58条～第60条 (略)</p> <p>(定例報告)</p> <p>第61条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項についてそれぞれ当該中欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">期日</th> <th style="text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 4月、9月及び1月の各10日現在における生徒数、学級数及び学校職員数</td> <td>4月9日及び1月の各16日</td> <td>様式第7号</td> </tr> <tr> <td>2. 職員の出張、休暇及び欠勤等の状況 4月1日から7月31日までの分 8月1日から12月31日までの分 1月1日から3月31日までの分</td> <td>8月5日 1月10日 4月5日</td> <td>様式第8号</td> </tr> <tr> <td>3. 卒業(修了)認定の状況</td> <td>4月1日(第47条第2項ただし書き及び第76条の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)</td> <td>様式第9号</td> </tr> <tr> <td>4. 入学許可の状況</td> <td>4月10日(第26条の2第1項及び第76条の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)</td> <td>様式第10号</td> </tr> <tr> <td>5. 各教科・科目の年間授業時間数</td> <td>3月31日</td> <td>様式第11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>第62条～第70条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第6号 (略)</p>	事項	期日	様式	1. 4月、9月及び1月の各10日現在における生徒数、学級数及び学校職員数	4月9日及び1月の各16日	様式第7号	2. 職員の出張、休暇及び欠勤等の状況 4月1日から7月31日までの分 8月1日から12月31日までの分 1月1日から3月31日までの分	8月5日 1月10日 4月5日	様式第8号	3. 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第47条第2項ただし書き及び第76条の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)	様式第9号	4. 入学許可の状況	4月10日(第26条の2第1項及び第76条の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)	様式第10号	5. 各教科・科目の年間授業時間数	3月31日	様式第11号	<p>○千葉県立高等学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年5月18日 教委規則第5号</p> <p>第1条～第56条 (略)</p> <p>(服務報告)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第58条～第60条 (略)</p> <p>(定例報告)</p> <p>第61条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項についてそれぞれ当該中欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">期日</th> <th style="text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1. 卒業(修了)認定の状況</td> <td>4月1日(第47条第3項の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)</td> <td>様式第9号</td> </tr> <tr> <td>2. 入学許可の状況</td> <td>4月10日(第26条の2第1項及び同条第3項の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)</td> <td>様式第10号</td> </tr> <tr> <td>3. 各教科・科目の年間授業時間数</td> <td>3月31日</td> <td>様式第11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(報告)</p> <p><u>第61条の2 校長は、児童生徒数、学級数及び職員数を教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2. 校長は、職員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>第62条～第70条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第6号 (略)</p>	事項	期日	様式	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1. 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第47条第3項の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)	様式第9号	2. 入学許可の状況	4月10日(第26条の2第1項及び同条第3項の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)	様式第10号	3. 各教科・科目の年間授業時間数	3月31日	様式第11号
事項	期日	様式																																			
1. 4月、9月及び1月の各10日現在における生徒数、学級数及び学校職員数	4月9日及び1月の各16日	様式第7号																																			
2. 職員の出張、休暇及び欠勤等の状況 4月1日から7月31日までの分 8月1日から12月31日までの分 1月1日から3月31日までの分	8月5日 1月10日 4月5日	様式第8号																																			
3. 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第47条第2項ただし書き及び第76条の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)	様式第9号																																			
4. 入学許可の状況	4月10日(第26条の2第1項及び第76条の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)	様式第10号																																			
5. 各教科・科目の年間授業時間数	3月31日	様式第11号																																			
事項	期日	様式																																			
(略)	(略)	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
1. 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第47条第3項の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)	様式第9号																																			
2. 入学許可の状況	4月10日(第26条の2第1項及び同条第3項の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)	様式第10号																																			
3. 各教科・科目の年間授業時間数	3月31日	様式第11号																																			



千葉県立特別支援学校管理規則（平成元年千葉県教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正前	改正後																												
○千葉県立特別支援学校管理規則 平成元年4月1日 教委規則第8号	○千葉県立特別支援学校管理規則 平成元年4月1日 教委規則第8号																												
第1条～第52条の2（略）	第1条～第52条の2（略）																												
(報告) 第53条（略） 第54条（略）	(服務報告) 第53条（略） 第54条（略）																												
(職務専念義務の免除) 第55条 <u>職員の職務専念義務の免除は、校長が承認する。ただし、校長の引き続き3日以上にわたるもの及び職員の引き続き8日以上にわたるものは、教育委員会が承認する。</u>	(削除)																												
第56条～第64条（略）	第56条～第64条（略）																												
(定例報告) 第65条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ当該右欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。	(定例報告) 第65条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ当該右欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 4月10日及び10月15日現在における児童生徒数、学級数及び職員数</td> <td>4月16日及び10月20日</td> </tr> <tr> <td>(2) 卒業(修了)認定の状況</td> <td>4月1日(第19条ただし書きの規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)</td> </tr> <tr> <td>(3) 入学許可の状況</td> <td>4月10日(第22条ただし書きの規定による入学の許可については、当該認定後10日以内)</td> </tr> <tr> <td>(4) 職員及び児童生徒の健康診断の状況</td> <td>実施後20日以内</td> </tr> <tr> <td>(5) 各学期における出席の状況、休校及び欠勤等の状況</td> <td>前期末 10月25日 後期末 4月5日</td> </tr> <tr> <td>(6) 各教科、科目の年間授業数</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期日	(1) 4月10日及び10月15日現在における児童生徒数、学級数及び職員数	4月16日及び10月20日	(2) 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第19条ただし書きの規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)	(3) 入学許可の状況	4月10日(第22条ただし書きの規定による入学の許可については、当該認定後10日以内)	(4) 職員及び児童生徒の健康診断の状況	実施後20日以内	(5) 各学期における出席の状況、休校及び欠勤等の状況	前期末 10月25日 後期末 4月5日	(6) 各教科、科目の年間授業数	3月31日	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(1) 卒業(修了)認定の状況</td> <td>4月1日(第19条ただし書きの規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)</td> </tr> <tr> <td>(2) 入学許可の状況</td> <td>4月10日(第22条ただし書きの規定による入学の許可については、当該認定後10日以内)</td> </tr> <tr> <td>(3) 職員及び児童生徒の健康診断の状況</td> <td>実施後20日以内</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(4) 各教科、科目の年間授業数</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期日	(削除)	(削除)	(1) 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第19条ただし書きの規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)	(2) 入学許可の状況	4月10日(第22条ただし書きの規定による入学の許可については、当該認定後10日以内)	(3) 職員及び児童生徒の健康診断の状況	実施後20日以内	(削除)	(削除)	(4) 各教科、科目の年間授業数	3月31日
事項	期日																												
(1) 4月10日及び10月15日現在における児童生徒数、学級数及び職員数	4月16日及び10月20日																												
(2) 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第19条ただし書きの規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)																												
(3) 入学許可の状況	4月10日(第22条ただし書きの規定による入学の許可については、当該認定後10日以内)																												
(4) 職員及び児童生徒の健康診断の状況	実施後20日以内																												
(5) 各学期における出席の状況、休校及び欠勤等の状況	前期末 10月25日 後期末 4月5日																												
(6) 各教科、科目の年間授業数	3月31日																												
事項	期日																												
(削除)	(削除)																												
(1) 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第19条ただし書きの規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)																												
(2) 入学許可の状況	4月10日(第22条ただし書きの規定による入学の許可については、当該認定後10日以内)																												
(3) 職員及び児童生徒の健康診断の状況	実施後20日以内																												
(削除)	(削除)																												
(4) 各教科、科目の年間授業数	3月31日																												
2. (略)	2. (略)																												
(新設)	(報告) 第65条の2 <u>校長は、児童生徒数、学級数及び職員数を教育委員会に報告しなければならない。</u> 2 <u>校長は、職員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。</u>																												
第66条～第71条（略）	第66条～第71条（略）																												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について（議案第11号）

教育総務部総務課

1 改正の趣旨

千葉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、千葉市教育委員会電子情報処理規程（以下「規程」という。）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）条例の一部改正による号ずれを反映させる。

	改正前	改正後
規程第2条	（4）実施機関 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する実施機関をいう。	（4）実施機関 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する実施機関をいう。
規程第25条	部長は、外部に重要電子情報（条例第2条第2号に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。	部長は、外部に重要電子情報（条例第2条第3号に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。
条例第2条	改正前 （1）個人情報 <del>（2）</del> 特定個人情報 （3）情報提供等記録 （4）個人情報ファイル <del>（5）</del> 実施機関 （6）電子計算機処理 （7）事業者 （8）公文書	改正後 （1）個人情報 （2）個人識別符号（*1） <del>（3）</del> 特定個人情報 （4）情報提供等記録 （5）個人情報ファイル <del>（6）</del> 実施機関 （7）電子計算機処理 （8）事業者 （9）公文書

3 参考

（\*1）個人識別符号について

個人認識符号とは、指紋や静脈などの生体情報で個人を識別することができるもの又は旅券番号や個人番号などの特定の利用者を識別することができるものをいう。

## 新旧対照表（千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正）

千葉市教育委員会電子情報処理規程（平成15年教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
千葉市教育委員会電子情報処理規程	千葉市教育委員会電子情報処理規程
第1条（略） （用語の定義）	第1条（略） （用語の定義）
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
（4）実施機関 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。） <u>第2条第5号</u> に規定する実施機関をいう。	（4）実施機関 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。） <u>第2条第6号</u> に規定する実施機関をいう。
（5）～（16）（略）	（5）～（16）（略）
第3条～第24条（略） （重要電子情報の外部への提供）	第3条～第24条（略） （重要電子情報の外部への提供）
第25条 部長は、外部に重要電子情報（ <u>条例第2条第2号</u> に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。	第25条 部長は、外部に重要電子情報（ <u>条例第2条第3号</u> に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。
2・3（略）	2・3（略）
以下（略）	以下（略）

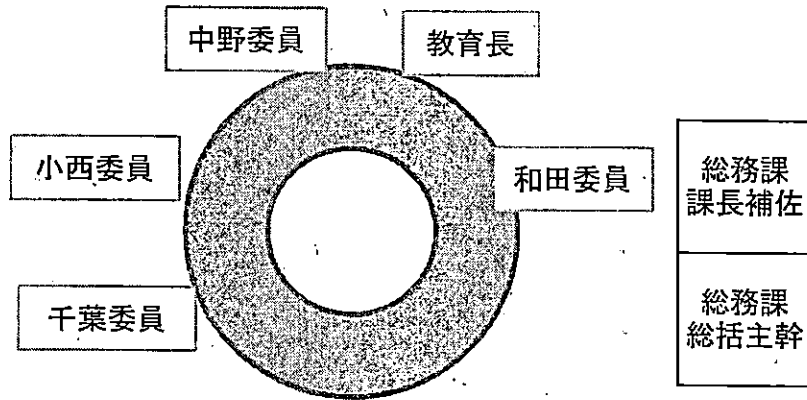
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会会議第3回定例会座席表

3月22日



教育総務部長		教育次長
--------	--	------

学校教育部長		生涯学習部長
--------	--	--------

総務課長	参事	学事課長
------	----	------


生涯学習振興課長		中央図書館長
----------	--	--------

教職員課長		教育職員課教職員担当課長
-------	--	--------------

教育指導課長		文化財課長
--------	--	-------

学校施設課長	企画課長	教育支援課長
--------	------	--------

保健体育課長		新港学校給食センター所長
--------	--	--------------

		養護教育センター所長
---	--	------------

教育センター所長		総務班主査
----------	--	-------

総務班		総務班
-----	--	-----

傍聴席(10席)

報道関係(3席)